

学校いじめ防止基本方針

令和 5 年 4 月

郡山萌世高等学校通信制課程

福島県立郡山萌世高等学校通信制課程（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめ防止等のための基本的な方針（最終改定平成29年3月24日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）及びいじめの重大事態の調査に関するガイドライン等にとり、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校生徒の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 基本理念

- (1) いじめはどの生徒にも起こりうるものであることを認識し、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に処理する。
- (2) いじめは生徒の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決して行ってはならないものであることを全ての生徒が認識し、いじめを行わず、さらに、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう指導を行う。
- (3) いじめに関する事案への対処については、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であると認識し、学校、家庭、その他の関係機関との連携のもとに行う。

2 基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（法2条）

(2) いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

①名称

「いじめ防止対策委員会」

②構成員

校長 教頭 生活指導部長 各学年主任 養護教諭 スクールカウンセラー

③組織の役割

- ・学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録・共有
- ・いじめの疑いに係る情報への組織的対応への連絡・調整

(3) いじめの未然防止のための取組

- ① 生徒及び保護者に対し、学校基本方針及び取り組みについての理解を図る。
- ② 教職員に対し、いじめ防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- ③ 教育活動の様々な場面での生徒の豊かな情操と道徳心の育成に努め、集団の一員としての自覚と自信を持たせる事を踏まえ、全ての教育活動を通じて学校におけるいじめの防止に取り組む。

(4) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

- ① 教育相談体制の整備と、その窓口の生徒・保護者への周知を行う。

- ② スクーリング時において、生徒を注意深く観察し、些細な兆候であってもいじめではないかと疑いを持って、不審な点があれば状況に応じて生徒本人または保護者に確認し、情報を教職員が共有する。
- ③ アンケートを活用し、生徒理解といじめの早期発見に努める。

(5) いじめに対する措置

- ① いじめの通報を受けた時、あるいはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認をおこなうとともに、その結果を生活指導部長・教頭を経由して校長に報告する。
- ② 事実の確認により、いじめが行われていたことが確認された場合は、直ちにその行為をやめさせ、必要に応じた指導措置を行う、また、被害生徒及び保護者の支援をおこない、状況によっては専門的知識及び技能を持った者の協力を求める。
- ③ いじめに犯罪行為に相当するものがあつた場合、所轄警察署に通報し連携して適切にこれを処置する。

(6) 年間計画

4月	始業式・入学式・受講指導における指導
5月～	個別面談
6月～随時	いじめ防止についての文書送付
7月～8月	第1回アンケート調査・集計
9月	校内研修
12月～1月	第2回アンケート調査・集計
2月	年間評価 報告

(7) 評価と改善

- ① 学校評価の時期と合わせ、いじめ防止の取り組みについての評価を行う。
- ② 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討するものとする。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより生徒が相当期間学習活動の中断を余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態の報告

- ① 重大事態が発生した場合は、県教育委員会に迅速に報告する。

(3) 心身もしくは財産に重大な被害が生じている、またはその疑いがあるいじめ事案への対応

- ① 学校内外で発生した生徒への生命、心身もしくは財産に重大な被害が生じている、またはその疑いのある事案や、被害生徒または保護者の加害側に対する処罰感情が強いなどいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案等に対しては、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。

(4) 重大事態の調査

- ① 「いじめ防止対策委員会」に適切な専門家を加えた組織、または県教育委員会が設置した組織調査において調査を行う。
- ② 重大事態の調査組織については、客観的な事実認定を行う事ができるよう、公平性・中立性が確保された対策委員会を組織する。
- ③ 事実関係を明確にするための調査の実施。
調査の実施に当たっては、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、
 - いつ (いつ頃から)
 - 誰から行われ

- いじめを生んだ背景事情
- 生徒の人間関係にどのような問題があったか
- 学校、教職員がどのように対応したか

などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- ④ いじめを受けた生徒及び保護者に対して、学校としての説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。ただし、その際に、個人情報の保護に関する法律等を踏まえる。

4 関係機関との連携

- ① いじめの問題への対応においては、本校や県教育委員会と関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であるため、日頃から双方の担当者が、情報を共有できる体制の構築に努める。
- ② 本校においては、関係機関との連絡は、教頭、生徒指導主事が行う。